

受付印

様式第 1 号

令和 7 ・ 8 年度 (2025 ・ 2026 年度) 入札参加資格審査申請書
(物品 ・ 役務等)

◇◇〇〇年〇〇月〇〇日

上島町長 様

郵便番号 794-2592

住所 (法人にあっては、主たる
事務所又は事業所の所在地) 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

申請者

商号又は名称 上島町文房具 (株) ㊞

ふりがな かみじま たろう
氏名 (法人にあっては、代表者
の職名及び氏名) 代表取締役 上島 太郎

電話 (0897) 77-2500

FAX (0897) 77-4011

電子入札用 ID

3 8 3 5 6 0 0 0

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

令和 7 ・ 8 年度 (2025 ・ 2026 年度) における上島町の物品購入等に係る競争入札参加資格の審査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 申請要件 (該当する□にレ印を付すること。)

☒ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

2 希望する製造等の種類 (該当するものを○で囲むこと。)

(1) 製造 (2) 販売 (卸売・小売) (3) 買受け (4) 役務の提供 (5) その他

※役務の提供は、警備、清掃、保守管理、レンタルリース、運送等の業務委託のことです。

3 希望する営業種別

様式第 3 号に記載

4 物品購入等に係る競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑

使用印鑑

印鑑

様式第2号

営 業 経 歴 書							
	商 号 又 は 名 称		氏名（法人にあっては、代表者の職名及び氏名）		住所（法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地）		
①申 請 者	上島町文房具(株)		代表取締役 上島 太郎		愛媛県越智郡上島町 弓削下弓削 210 番地		
②県内の支店、 営業所等	岩城支店		支店長 上島 二郎		上島町岩城 1427 番地		
③創業・ 設立年月日	◇◇○○年○○月○○日						
④自己資本額	区 分			直 前 決 算 時			
	株 主 資 本 (うち外国資本)			○○○千円 ()			
	評価・換算差額等			○○○千円			
	新 株 予 約 権			○○○千円			
	計			○○○○千円			
⑤常勤職員数	技術関係職員		販売関係職員		事務関係職員		計
	○ 人		○○ 人		○○ 人		○○ 人
⑥年間平均生産高又は年間 平均販売高	直 前 々 年 度 分 決 算		直 前 年 度 分 決 算		前 2 ヶ年間の 平均実績高		
	○○年○月から ○○年○○月まで	○○年○月から ○○年○○月まで	○○年○月から ○○年○○月まで	○○年○月から ○○年○○月まで	$\frac{A+B+C+D}{2}$		
	A 千円 ○○	B 千円 ○○	C 千円 ○○	D 千円 ○○	千円 ○○○		
⑦流動比率	流動資産 の 額	(A) 千円 ○○	流動負債 の 額	(B) 千円 ○○	$\frac{(A)}{(B)} \times 100 =$ ○○.○% (少数点第2位切捨て)		
⑧設 備	機 械 装 置 千 円		車 両 運 搬 具 千 円		工 具 ・ 器 具 千 円		計 千 円
	○○		○○		○○		○○○○
⑨申請者区分	法人・個人の別				☒ 法人		☐ 個人
	町内・町外の別（本店所在地）				☒ 町内		☐ 町外
	中小企業又は大企業の別				☒ 中小企業		☐ 大企業

注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付すこと。

2 中小企業又は大企業の別の欄は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者にあつては中小企業の□に、それ以外の者にあつては大企業の□にレ印を付すこと。

④「株主資本額」（百円単位は四捨五入）

払込資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記入してください。

・ 有限会社の場合

出資払込金、出資申込証拠金の額を記入してください。

・ 外資系企業の場合

「株主資本」欄の下段（ ）内に外国資本の額を内数で記入してください。

・ 組合の場合

組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記入してください。

・ 個人の場合（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）

確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で算出した金額を個人事業主における「株主資本」としてください。

その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業主の財務諸表にないため、「計」欄には同じ金額が入ります。

・ 個人の場合（所得税の確定申告Bにより確定申告を行う者）

確定申告書から確認できないため、「0」での申請となります。

「評価・換算額等」（百円単位は四捨五入）

その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記入してください。

「新株予約権」（百円単位は四捨五入）

新株予約権があった場合にはその額を記入してください。

⑥「前2ヶ年の平均実績高」（百円単位は四捨五入）

両決算に基づき算定した前2ヶ年間の平均実績高を記入してください。

※決算が1事業年度1回の場合は、直前前年度分決算及び直前年度分決算欄の右欄のみに記入してください。

※個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っているものに限る。）を含めた実績を記載してください。

競争入札に参加を希望する営業種別の詳細					
営業種別		主 希 望	営業種目		左記の主な取扱品目
コード	名 称		コード	名 称	
1	文具・事務用機器類		1	紙	複合機、コピー機
		○	2	一般文具	ノートパソコン、インクジェットプリンタ
			3	印章	ゴム印、印章、日付印

※赤字の部分の記入が必須となります。
※営業種別及び営業種目の名称は自動入力されます。

営業種別分類表

営業種別		営業種目		営業品目
コード	名称	コード	名称	
1	文具・事務用機器類	1	紙	用紙類、封筒、感光紙
		2	一般文具	定規、ナンバリング、筆記用具、ファイル
		3	印章	ゴム印、印章、日付印
		4	事務機器	製本機、シュレッダー
		5	事務用調度品	机、椅子、応接セット、保管庫、金庫、ロッカー
		6	複写機・輪転機	コピー機、印刷機
		7	パソコン・パソコン周辺機器	パソコン、プリンター、ディスプレイ
		8	パソコンソフト	パソコンソフト
		9	視聴覚ビデオ・CD・DVD	視聴覚ビデオ、CD、DVD
		10	学校教材	小・中学校用教材
		11	保育教材	保育教材、玩具
		12	その他(文具・事務用機器)	上記1～11以外
2	機械器具類	1	産業用電気機器	発電機、モーター
		2	医療機器	レントゲン、心電計
		3	光学・理化学機器	光学機器、各種試験分析機器
		4	防災・消防機器	消火器、火災報知器、非常持出バック
		5	建設農林水産機器	建設機械、工作機械、農業水産機械
		6	厨房機器(業務用)	厨房用機械器具、調理台、レンジ
		7	冷暖房機器	ストーブ、業務用エアコン
		8	通信機器	無線機、ネットワーク機器、電話機
		9	音響機器	スピーカー、アンプ
		10	一般家電製品	冷蔵庫、照明器具、エアコン
		11	体育器具	トレーニング器具
		12	遊具	滑り台、ブランコ
		13	調理器具	調理器具、食器
		14	その他(諸機器)	上記1～13以外
3	自動車舟艇類	1	普通自動車	道路交通法の区分による
		2	自動二輪車・自転車	自動二輪、原付自転車、自転車
		3	舟艇(船舶)	船舶
		4	車両・舟艇修繕	車両・船舶の点検・整備・修理
		5	軽自動車	道路運送車両法の区分による
		6	中型・大型自動車	道路交通法の区分による
		7	特殊車両	大型特殊自動車(道路交通法の区分による)
		8	緊急自動車	消防用自動車、救急用自動車
		9	車両用品	タイヤ、バッテリー
		10	その他(自動車舟艇)	上記1～9以外
4	印刷・製本類	1	一般印刷	カラー印刷、封筒
		2	特殊印刷	シール・カード印刷
		3	フォーム印刷	電算帳票、OCR
		4	複写	複写(コピー)
		5	地図製作	地図製作
		6	青写真	青写真焼付
		7	航空写真	航空写真
		8	その他(印刷・製本)	上記1～7以外

営 業 種 別 分 類 表

営 業 種 別		営 業 種 目		営 業 品 目
コード	名 称	コード	名 称	
5	薬品類	1	医薬品	医療薬品、衛生材料
		2	化学工業薬品	試薬、毒物、劇物
		3	農業薬品	農業薬品
		4	その他(薬品)	上記1～3以外
6	石油燃料類	1	石油類	ガソリン、軽油、重油、潤滑油
		2	LPガス(プロパン)	プロパン
		3	固体燃料	木炭、薪、木質ペレット
		4	酸素・その他ガス	酸素、窒素
		5	その他(石油燃料)	上記1～4以外
7	工事材料類	1	鋼材	鋼板、鋼管
		2	アスファルト	アスファルト、コールドタール
		3	セメント・砂利	セメント、レンガ、ブロック、砂利
		4	その他(諸材料)	上記1～3以外
8	家具類	1	建具	襖、障子
		2	家具	タンス、ベッド
		3	屋内装飾	じゅうたん、カーテン、ブラインド、畳
		4	プレハブ・テント	プレハブ、物置・倉庫、テント
		5	その他(家具)	上記1～4以外
9	その他	1	百貨店	デパート、スーパーマーケット
		2	時計・貴金属・記念品	時計、カップ、記念品
		3	楽器	ピアノ、オルガン
		4	スポーツ用品	スポーツ用品、レジャー用品
		5	金物・雑貨	大工道具、ほうき、マット
		6	繊維(被服)	洋服、寝具、作業服
		7	皮革	靴、鞆、毛皮、作業靴
		8	食料	菓子、お茶
		9	動物	牛、豚、馬
		10	標識・看板	看板、標識、横断幕、懸垂幕
		11	写真	現像、焼付、フィルム
		12	陶器	ガラス製品、陶磁器
		13	標本・美術品	書画、文化財レプリカ、骨董品
		14	肥料・飼料	肥料、飼料、園芸用資材
		15	書籍	図書、雑誌、刊行物
		16	介護用品類	介護用機器、介護用品
		17	日用雑貨	ビニール製品、樹脂製品
		18	消防用機械器具(消防署・消防団)	消防動力ポンプ、消防用ホース、防護服
		19	保安用品	ヘルメット、防塵マスク、防犯ブザー
		20	備蓄用物資	備蓄物資
		21	ごみ袋(指定)	町指定ごみ袋
		22	種苗・植木	種苗、苗木、生花
		23	その他(物品)	上記1～22以外

営 業 種 別 分 類 表

営 業 種 別		営 業 種 目		営 業 品 目
コード	名 称	コード	名 称	
9	その他	51	クリーニング	クリーニング
		52	警備等	警備
		53	清掃	施設等の清掃
		54	保守管理	施設等の保守管理
		55	レンタルリース	レンタル、リース
		56	情報処理	コンピュータ処理、ソフトウェア開発
		57	資源回収、廃棄物処理	資源回収、廃棄物処理
		58	企画・広告・イベント	企画、広告、イベント
		59	人材派遣	人材派遣
		60	調査・研究・検査	各種調査、研究、検査
		61	運送・旅客業	貨物運送、航空運送、ハイヤー、タクシー、バス運行業、旅行業等
		62	計画策定	地球温暖化対策、行革大綱
		63	運転管理	施設等の運転管理
		64	草木管理	森林管理、樹木剪定
		65	衛生管理(害虫駆除)	害虫駆除、シロアリ駆除
		66	消防用設備保守点検	消防設備保守管理
		67	その他(役務提供)	上記51～66以外

様式第 4 号

営業に必要な許可・認可等

※許可・認可等の証明する書類の写しを添付すること。
市が発注する物品購入及び業務等に必要な資格等（許可、認可、登録、届出等）を取得している場合は必ず記入すること。

資格等の名称	資格の区分等	有効期間 (期限がないものは取得年月日のみ)	所 有 人 数	取得先	営業種 別コード [※]	営業種 目コード [※]
医薬品販売業許可書		◇◇○○・○○・○○～◇◇○○・○○・○○	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先	5	1
一般貨物自動車運送事業許可書		◇◇○○・○○・○○	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先	3	1
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	会社・個人 ()	本社（本店） ・委任先		

※入札・見積の業者選定の重要な資料とします。

営業許可等一覧表(営業に当たって必要な許可・認可等の例示)

※この表は例示ですのでここに表示のない業種・種目であって、営業に関し、許可、認可、登録等を必要とするものについては、様式第4号を提出してください。

営 業 種 別		営 業 種 目		許 認 可 等 の 名 称
コード	名 称	コード	名 称	
2	機械器具類	2	医療機器	高度管理医療機器等販売業許可証 管理医療機器販売業許可証 医療機器修理業許可証 医療機器製造販売業許可証
		3	光学・理化学機器	特定計量器販売事業届出書
3	自動車舟艇類	4	車両・舟艇修繕	自動車分解整備事業認証書 指定自動車整備事業指定書 検査業者登録 小型造船業登録 船舶の製造事業等開始届 施設の新設等許可
5	薬品類	1	医薬品	医薬品販売業許可証 医薬品製造販売業許可証 薬局開設許可証
		2	化学工業薬品	毒物劇物販売業登録票
		3	農業薬品	毒物劇物農業用品目販売業登録票 農薬販売業届 動物用医療機器販売業許可・届出書
6	石油燃料類	1	石油類	石油製品販売業開始届出書 揮発油販売業登録通知書
		2	LPガス(プロパン)	液化石油ガス販売事業登録通知書 高圧ガス販売事業開始届
		4	酸素・その他ガス	一般ガス事業許可証 高圧ガス販売事業開始届 医薬品販売業許可証
9	その他	8	食料	酒類販売業免許 営業許可証 食品販売業登録票
		9	動物	動物取扱業登録証
		10	標識・看板	屋外広告業登録証
		14	肥料・飼料	肥料販売業務開始届
		51	クリーニング	クリーニング所開設届出 クリーニング所検査確認済証 クリーニング師免許証 クリーニング業務従事者講習の修了書
		52	警備等	警備業認定証 機械警備業届出書
		53	清掃	建築物清掃業登録証明書 建物飲料水貯水槽清掃業登録証明書 浄化槽清掃業許可書 建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書 建築物排水管清掃業登録証明書
		54	保守管理	浄化槽保守点検業者登録証 浄化槽管理士免状 浄化槽技術者管理者認定講習会修了証 建築物環境衛生総合管理業登録証明書 医療機器修理業許可証 昇降機検査資格認定書 電気主任技術者免状 地下タンク等定期点検事業者認定証

営業許可等一覧表(営業に当たって必要な許可・認可等の例示)

※この表は例示ですのでここに表示のない業種・種目であって、営業に関し、許可、認可、登録等を必要とするものについては、様式第4号を提出してください。

営 業 種 別		営 業 種 目		許 認 可 等 の 名 称
コード	名 称	コード	名 称	
9	その他	55	レンタルリース	自家用自動車有償貸渡許可証 管理医療機器賃貸業届書 高度管理医療機器等賃貸業許可証 貸金業者登録票 有償貸渡許可証
		57	資源回収、廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬業許可証 産業廃棄物収集運搬業許可証 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 一般廃棄物処分業許可証 産業廃棄物処分業許可証 特別管理産業廃棄物処分業許可証
		59	人材派遣	一般労働者派遣事業許可証 特定労働者派遣事業届出
		60	調査・研究・検査	建築物空気環境測定業登録証明書 空気環境測定実施者講習会修了証 建築物飲料水水質検査業登録証明書 作業環境測定機関登録証 計量法に基づく登録 防火対象物点検資格
		61	運送・旅客業	一般貨物自動車運送事業許可証 一般旅客自動車運送事業許可証 特定貨物自動車運送事業許可証 特定旅客自動車運送事業許可証 旅行業登録通知書
		65	衛生管理(害虫駆除)	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書 特定毒物使用者指定証 蟻害・腐朽検査員登録証 しろあり防除施工士登録証 終身しろあり防除施工士証 登録施工業者会員証
		66	消防用設備保守点検	消防設備点検資格者免状

様式第 5 号

直前 2 年間の官公庁への納入・業務等実績「物品等納入実績(80万円以上)・業務等実績(50万円以上)」

※内容を証明する契約書等の写しを添付すること。

(下記の内容がわかる部分を記入すること。契約書等の写しを全て提出する必要はありません。契約書の写しを添付できない場合、理由書を添付すること。)

物品・業務等の名称	相手方	契約日及び契約期間	契約金額 (千円)	実績の所在	営業種 別コード	営業種 目コード
〇〇〇〇購入事業	上島町長	◇◇◇◇・〇〇・〇〇～◇◇◇◇・〇〇・〇〇	〇, 〇〇〇	本社(本店) 委任先	5	1
〇〇〇〇購入事業	〇〇〇知事	◇◇◇◇・〇〇・〇〇～◇◇◇◇・〇〇・〇〇	〇, 〇〇〇	本社(本店) ・委任先	3	1
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		
		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		本社(本店) ・委任先		

※入札・見積の業者選定の重要な資料とします。

代理店、特約店等						
※代理店・特約店等であることを証明する証明書等の写しを添付すること。 ※営業種別分類表から、希望するコード・種別・種目と取扱品目(具体的に記入)にを記入すること。						
コード	営業種別	コード	営業種目	取扱品目	代理店・特約店・主要取引メーカー名	備考
1	文具・事務用機器類	1	紙	〇〇	(株)〇〇〇〇	

※入札・見積の業者選定の重要な資料とします。

障 害 者 雇 用 及 び I S O 認 証 取 得 状 況 調 査 表

◇◇○○年○○月○○日

上島町長 様

郵便番号

7 9 4 - 2 5 9 2

住所（法人にあっては、主たる
事業所又は事業所の所在地）

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

商号又は名称

上島町文房具（株）

氏名（法人にあっては、代表者
の役職及び指名）

代表取締役 上島 太郎 （押印不要）

電話番号

0897-77-2500

この調査表のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

事業所数	○カ所
資本金	○○○千円

1 業種	(1) 製造 (2) 販売（卸売・小売） (3) 買受け (4) 役務の提供 (5) その他																																																																																																																																																										
2 雇用の 状況	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>全体計</th><th colspan="5">県内の事業所及び支店等</th></tr> <tr> <td>(1) 事業所の名称</td><td></td><td>岩城営業所</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 常用雇用労働者の数</td><td>○○○人</td><td>○○人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>(3) 1－除外率</td><td>○○</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 算定基礎となる労働者数 （(2)×(3)、端数切捨て）</td><td>○○人</td><td>○○人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td colspan="7">(5) 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数</td></tr> <tr> <td>ア 重度身体障害者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>イ 重度身体障害者以外の 身体障害者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>ウ 重度身体障害者である 短時間労働者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>エ 重度身体障害者以外の 身体障害者である短時 間労働者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>オ 身体障害者の数 (ア×2+イ+ウ+エ×0.5)</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>カ 重度知的障害者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>キ 重度知的障害者以外 の知的障害者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>ク 重度知的障害者である 短時間労働者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>ケ 重度知的障害者以外の 知的障害者である短時 間労働者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>コ 知的障害者の数 (カ×2+キ+ク+ケ×0.5)</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>サ 精神障害者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>シ 精神障害者である 短時間労働者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>ス シに該当しない精神障 害者である短時間労働 者の数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>セ 精神障害者の数 (サ+シ+ス×0.5))</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>(6) 計 (5)のオ+(5)のコ+(5)のセ)</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>(7) 雇用率 ((6) / (4) × 100)</td><td>%</td><td colspan="5"></td></tr> </table>	区 分	全体計	県内の事業所及び支店等					(1) 事業所の名称		岩城営業所					(2) 常用雇用労働者の数	○○○人	○○人	人	人	人	人	(3) 1－除外率	○○	0					(4) 算定基礎となる労働者数 （(2)×(3)、端数切捨て）	○○人	○○人	人	人	人	人	(5) 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数							ア 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	イ 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	ウ 重度身体障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	エ 重度身体障害者以外の 身体障害者である短時 間労働者の数	人	人	人	人	人	人	オ 身体障害者の数 (ア×2+イ+ウ+エ×0.5)	人	人	人	人	人	人	カ 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	キ 重度知的障害者以外 の知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	ク 重度知的障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	ケ 重度知的障害者以外の 知的障害者である短時 間労働者の数	人	人	人	人	人	人	コ 知的障害者の数 (カ×2+キ+ク+ケ×0.5)	人	人	人	人	人	人	サ 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	シ 精神障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	ス シに該当しない精神障 害者である短時間労働 者の数	人	人	人	人	人	人	セ 精神障害者の数 (サ+シ+ス×0.5))	人	人	人	人	人	人	(6) 計 (5)のオ+(5)のコ+(5)のセ)	人	人	人	人	人	人	(7) 雇用率 ((6) / (4) × 100)	%					
区 分	全体計	県内の事業所及び支店等																																																																																																																																																									
(1) 事業所の名称		岩城営業所																																																																																																																																																									
(2) 常用雇用労働者の数	○○○人	○○人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
(3) 1－除外率	○○	0																																																																																																																																																									
(4) 算定基礎となる労働者数 （(2)×(3)、端数切捨て）	○○人	○○人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
(5) 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数																																																																																																																																																											
ア 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
イ 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
ウ 重度身体障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
エ 重度身体障害者以外の 身体障害者である短時 間労働者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
オ 身体障害者の数 (ア×2+イ+ウ+エ×0.5)	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
カ 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
キ 重度知的障害者以外 の知的障害者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
ク 重度知的障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
ケ 重度知的障害者以外の 知的障害者である短時 間労働者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
コ 知的障害者の数 (カ×2+キ+ク+ケ×0.5)	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
サ 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
シ 精神障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
ス シに該当しない精神障 害者である短時間労働 者の数	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
セ 精神障害者の数 (サ+シ+ス×0.5))	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
(6) 計 (5)のオ+(5)のコ+(5)のセ)	人	人	人	人	人	人																																																																																																																																																					
(7) 雇用率 ((6) / (4) × 100)	%																																																																																																																																																										

※ 裏面に続く

3 ISO の 認証取得 状況	ISO14001 認証取得	有 ・ 無
	その他の ISO14000 シリーズ認証取得 (取得 ISO の種類 :)	有 ・ 無
	その他の ISO 認証取得 (取得 ISO の種類 :)	有 ・ 無

- 注 1 住所及び氏名は、競争入札参加資格審査申請書の申請者欄に記載した内容で記入してください。
- 2 「事業所数」に記入する事業所とは、本店と地理的に独立した場所にあり、継続して事業を営むものを
いいます。なお、本店も 1 事業所として取り扱ってください。
- 3 「1 業種欄」は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 「2 障害者の雇用状況」については、記入要領をよくお読みいただき記入願います。
- 5 「3 ISO の認証取得状況」欄の「有」に「○」を記入された方は、登録証の写しを添付してください。

障 害 者 の 雇 用 状 況 記 入 要 領

1 申請書記入の基準日

提出直前の1月1日現在の状況を記入してください。

2 記入の仕方

各区分の記入に当たっては、全事業所の合計である「全体計」と、「県内の事業所及び支店等」の事業所ごとに分けて記入してください。県外に事業所及び支店等が存在する場合は、「県内の事業所及び支店等」の合計と「全体計」は一致しません。

3 記入事項の説明

(1) 事業所の名称 < 県内の事業所及び支店等 >

「△△本店」「△△支店」「△△営業所」等と記入してください。

(2) 常用雇用労働者の数

常用雇用労働者とは、次のように1年以上継続して雇用される者をいいます。ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満である場合は、常用雇用労働者には含まれません。

ア 雇用期間の定めのない労働者

雇用期間の定めがなく雇用され、一般に正職員・正社員と呼ばれている者

イ 一定の期間を定めて雇用されている労働者及び日々雇用される者で、その雇用期間が反復更新されることにより、アと同様の状態にあると認められる者

なお、常用雇用労働者の数の記入に当たっては、次の労働者の取扱いについて、注意してください。

・ 出向中の労働者

出向中の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。

なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかは、雇用保険の取扱いにおいていずれの事業主の被保険者としているかによって判断することとして差し支えありません。

・ パートタイム労働者

いわゆるパートタイム労働者については、重度身体障害者等を除いては、雇用保険の一般被保険者として取り扱われている場合にのみ、常用雇用労働者としてください。

(3) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数である常用労働者の数

常用雇用労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者の方の雇用状況を記入してください。

ア 身体障害者及び重度身体障害者

身体障害者とは、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する者及び7級に掲げる障害が2以上重複している者をいいます。

また、重度身体障害者とは、このうち1級又は2級とされる者及び3級に該当する障害を2以上重複している者をいいます。

イ 知的障害者及び重度知的障害者

知的障害者とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより、知的障害者と判定された者をいいます。

また、重度知的障害者とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。具体的には、次のいずれかに該当する者です。

・ 療育手帳で程度が「A」とされている者

・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から、療育手帳の「A」に相当する程度とする判定書をもっている者

・ 障害者職業センターにより、重度知的障害者と判定された者

ウ 精神障害者

精神障害者とは、精神保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。

(4) 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者の数

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であり、かつ、1年以上引き続き雇用されることが見込まれる者をいいます。

重度身体障害者又は重度知的障害者である場合には、短時間労働者でもその人数を記入欄「ウ」又は「ク」に記入してください。

除 外 率 表

（この表に掲載されていない業種には、除外率が適用されません。）

除 外 率 設 定 業 種	除 外 率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	百分の五
採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業 （耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	百分の十
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の十五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む）	百分の二十
港湾運送業	百分の二十五
鉄道業 高等教育機関 医療業	百分の三十
林業（狩猟業を除く。）	百分の三十五
金属鉱業 児童福祉事業	百分の四十
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業 小学校	百分の五十五
幼稚園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十

備考

除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一製錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）において分類された業種区分によるものとする。

委 任 状

年 月 日

上島町長 様

委任者 郵便番号 (794-2592)
住 所 愛媛県越智郡上島町
弓削下弓削 210 番地
商号又は名称 上島町文房具 (株)
代表者の職名及び氏名 代表取締役 上島 太郎 ㊞
電話番号 (0897-77-2500)
FAX (0897-77-4011)

私は次の者を代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

記

1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する一切の権限
- (2) 契約締結に関する一切の権限
- (3) 物品の納入及び引取りに関する一切の権限
- (4) 代金請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 復代理人の選任に関する一切の権限
- (6) その他前各項に付帯する一切の権限

2 委任期間

年 月 日から 2027 年 3 月 31 日まで

受任者 郵便番号 (794-2410)
住 所 愛媛県越智郡上島町岩城 1427 番地
商号又は名称 上島町文房具(株) 岩城支店
(ふりがな) かみじま じろう
代表者の職名及び氏名 支店長 上島 次郎 ㊞
電話番号 (0897-75-2500)
FAX (0897-75-2852)

※上島町で個人住民税の特別徴収を行っていない場合

確認書

◇○○年○○月○○日

(提出先) 上島町長 様

所 在 地

.....愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

商号又は名称

.....上島町文房具 (株).....

代表者職氏名

.....(職) 代表取締役.....(氏名) 上島 太郎 実印

電話番号

.....0897-77-2500.....

現在、上島町に住所のある特別徴収の対象となる従業員は雇用していません。

今後、上島町に住所のある特別徴収の対象となる従業員を雇用した場合は、遅滞なく地方税法第321条の4に定める「特別徴収」を実施します。

なお、この書類は上島町の関係課へ提出されることについて同意します。

(注1) 本社情報を記載してください。

(注2) 個人住民税の特別徴収についての詳細は住民課税務係

(0897-77-2503) にお問い合わせください。

(注3) この確認書は1部提出してください。

(注4) この確認書の記載内容の変更、修正はできません。